

別表第 1（第 6 条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	図書の記載事項
建築物の建築等又は工作物の建設等	行為の制限に対する措置状況（景観形成基準チェックシート）	別に定める様式	景観形成基準に対する措置又は配慮の内容等
	周辺見取図	縮尺 2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺 100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図（原則 4 面であつて、建築物等の彩色が施されたもの）	縮尺 50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値（以下「マンセル値」という。）が表示されたもの。）
	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況（カラー写真） 2 行為後の状況（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等）
	その他図書		参考となるべき事項

開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)	行為の制限に対する措置状況(景観形成基準チェックシート)	別に定める様式	景観形成基準に対する措置又は配慮の内容等
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	断面図	縮尺1000分の1以上	行為の前後における行為の場所の断面図及び横断面図
	現況写真等		1 行為の場所及びその周辺の状況(カラー写真) 2 行為後の状況(フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等)
	その他図書		参考となるべき事項
	屋外における土石、廃棄物等の物件の集積又は貯蔵等	行為の制限に対する措置状況(景観形成基準チェックシート)	別に定める様式
周辺見取図		縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置

	現況図	縮尺2,500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	現況写真等		<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所及びその周辺の状況（カラー写真） 2 行為後の状況（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等）
	その他図書		参考となるべき事項

備考

- 1 添付の必要がないと市長が認める図書は、これを省略することができる。
- 2 その他図書は、市長が必要と認める場合に添付するものとする。
- 3 第6条第2項の届出書に添付する図書は、変更しようとする事項に係る図書をもって足りる。
- 4 行為の規模が大きいため図書の規格欄に定める縮尺では適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これに代えることができる。

別表第2（第7条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等	景観計画区域（景観形成促進地域を除く。以下この表において同じ。）	建築物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ、工作物と一体となって設置される場合にあつては当該工作物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が15メートル以下で、かつ、延べ面積（増築又は改築にあつては、当該増築後又は改築後の建築面積。以下この表において同じ。）が1,000平方メートル以下のもの
	景観形成促進地域	建築物の高さが10メートル以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもの
建築物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	景観計画区域	建築物の高さが15メートル以下、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもので、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの
	景観形成促進地域	建築物の高さが10メートル以下、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のもので、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの
工作物の工作等	景観計画区域	工作物の高さ（増築又は改築にあつては当該増築後又は改築後の高さ、建築物と一体となって設置される場合にあつては当該建築物を含んだ高さ。以下この表において同じ。）が15メートル以下のもの
	景観形成促進地域	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発区域をいう。）	景観計画区域	開発区域（都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。）の面積が1,000平方メートル未満のもの
	景観形成促進地域	
屋外における土石、廃棄物等の物件の集積又は貯蔵等	景観計画区域	堆積期間が90日を超えず、かつ堆積を行う土地の面積が500平方メートル未満または堆積の高さが4m未満
	景観形成促進地域	堆積期間が90日を超えず、かつ堆積を行う土地の面積が100平方メートル未満または堆積の高さが2m未満

備考

- 1 建築物の高さは地盤面から当該建築物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとし、工作物の高さは地盤面から当該工作物の最高部（避雷針等を除く。）までの高さとする。
- 2 上表第3欄に掲げる規模のものであつても、周辺の景観との調和にできるだけ配慮するよう努めるものとする。